

中国四国農政局国営事業事前評価 技術検討会議事概要

- 1 日 時：令和4年3月11日（金）9:30～11:00
- 2 場 所：松山港湾合同庁舎会議室
- 3 対象地区：国営かんがい排水事業「道前道後用水地区」
- 4 委 員：中国四国農政局国営事業事前評価技術検討会委員
愛媛大学大学院農学研究科教授 小林 範之
愛媛大学大学院農学研究科教授 松岡 淳
愛媛大学大学院農学研究科教授 武山 絵美

5 議事概要：

中国四国農政局国営事業事前評価技術検討会を開催し、令和5年度事業着手予定地区である国営かんがい排水事業「道前道後用水地区」（以下、国営かんがい排水事業）の事前評価（案）について審議した。

質疑応答の概要は以下のとおり。

（委員）

中山川取水堰及び水路の耐震化工事はどのような内容か。

（農政局）

取水堰は堰柱の鋼板巻き立てを行い、水路は既設トンネル内に鋼管を設置し耐震化を行う。

（委員）

「食料の安定供給の確保に関する効果」に係る「なかりせば」はどのような内容か。

（農政局）

用水・排水などの機能が喪失して、作物の単収などが減るという内容である。

（委員）

年総効果額をみると作物生産効果が大きいのが、関連事業の国営緊急農地再編整備事業道前平野地区（以下、国営農地再編整備事業）による部分が多いのか。

今回の国営かんがい排水事業は、主に農業用施設のストックマネジメント事業と認識しており、その効果が見えにくい。

（農政局）

作物生産効果に関しては、国営農地再編整備事業によるところが大きいのが、本国営かんがい事業を契機に受益地内の農業が発展するよう地元の営農検討組織と協議の上、作物生産効果等の元となる営農計画を策定している。また、水利使用を見直し高収益作物の作付増に対応できるようにもしている。

また、本国営かんがい排水事業は既存施設のストックマネジメント的要素を含むと共に、耐震化を併せて行い農業用水の安定供給及び災害被害の軽減を図るものである。

本事業の受益地には国営農地再編整備事業の水田受益地が含有されており、本国営かんがい排水事業の効果は国営農地再編事業実施地区にも波及することから、一体的

な取り扱いとなっている。

(委員)

愛媛県には再生困難と判断された荒廃農地が散在する。再生困難と判断した場合は、農業委員会の農地台帳から除くことになっていると思われる。受益地にそのような農地がある場合は留意してもらいたい。

(農政局)

了解した。農地台帳の更新状況を踏まえつつ対応したい。

(委員)

総費用と総便益額の評価期間が 53 年であるが、これは施設の耐用年数を示すのか。

(農政局)

事業実施期間が 13 年、施設の耐用年数は長短あるが平均して 40 年、それぞれを足して 53 年の評価期間としている。

(委員)

国産農産物安定供給効果は CVM により算定しているが、誰に対してアンケートを実施したのか。愛媛県の地区なので、愛媛県内でアンケートを実施すべきと思う。

(農政局)

全国を対象にインターネットでアンケートを行い、全国統一の指標を作成している。農産物は県外へも流通していることもあり、本地区に居住する人だけが、本事業による国産農産物安定供給効果を受けるわけではない。

(委員)

紅まどんなへの樹種転換は、本事業との関連があるのか。

(農政局)

地元の営農検討組織と協議の上、費用対効果算定の元となる営農計画を策定している。本事業により農業用水が安定的に供給されるため、営農計画では紅まどんなの作付けが増加することとしている。

実際、紅まどんなは、雨があたりと果皮が割れるので雨よけハウスで栽培している。ハウスで栽培するためにはかん水が必要であり、本事業による農業用水の安定供給が必要となる。

(委員)

担い手への農地利用集積率 80%以上という指標があるが、愛媛県全体の現況は 33.6%である。低い数値のように思えるが、どのような実態か。

(農政局)

全国平均は 60%程度であるが、愛媛県は樹園地が多いこともあり集積率が低いと思われる。なお、80%以上の目標設定は土地改良長期計画などに掲げられている。

(委員)

令和 5 年度新規地区採択チェックリスト（資料 2 の 5 ページ）に「事業の効率性が十分見込まれること」というチェック項目があり、本事業の総費用総便益比は 1.68 であるが、これは「十分」ということで良いのか。

(農政局)

判定基準として1.0以上であれば良いため、それで十分ということになる。

(委員)

高収益作物の関係だが、樹種転換して栽培面積を減らす、温州みかん・いよかんなどが高収益作物に含まれることに違和感がある。

(農政局)

高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。それぞれの作物の収益性にに基づき定めたものではない。

(委員)

環境への配慮に関するチェック事項にも農地再編整備事業の内容が含まれるのか。農地再編整備事業の内容が含まれる項目と含まれない項目が入り混じっていて分かりにくい。

(農政局)

農地再編整備事業で対応する環境配慮は、本事業の環境配慮には含まれていない。あくまで本事業の工事に対する環境への配慮を示している。

(委員)

環境配慮でコウモリの止まり場となるコウモリピットを設置するようだが、コウモリは保全する必要があるのか。農家の負担軽減など、もっと必要な対策があるのではないか。

(農政局)

コウモリピットは事業実施に伴いトンネル天井部などがツルツルになり、コウモリが止まる部分が無くなる場合に設置を検討する。道前道後用水地区環境検討委員会において委員から要望があった。

6 技術検討会の意見：

評価項目に従い、適切に評価されている。